

松江地域保健医療対策会議設置要綱

(目的)

第1条 圏域における保健医療計画の策定並びに進行管理及び保健医療に関する諸課題を検討し、圏域における保健医療の充実を図るために、松江地域保健医療対策会議（以下「対策会議」という）を設置する。

(所掌事務)

第2条 対策会議は、圏域における次に掲げる事項について、協議、検討する。

- 1 松江地域保健医療計画の策定及び進行管理に関すること。
- 2 医療機能の確保に関すること。
- 3 保健医療従事者の確保に関すること。
- 4 その他、保健医療に関する諸課題に関すること。

(組織)

第3条 対策会議は、委員20名程度をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。
2 委員は、再任されることができる。

(運営)

第5条 対策会議は、次のように運営する。
2 会議には委員の互選により委員長および副委員長を置く。
3 対策会議の議長は、委員長が務める。
4 委員長に事故がある時は、副委員長がその職務を代理する。

(地域保健医療検討会議)

第6条 保健医療に関する個別分野の課題について検討するために地域保健医療検討会議（以下「検討会議」という）を置くことができる。
2 検討会議は、その内容に応じて委員等を選任する。

(庶務)

第7条 対策会議及び検討会議の庶務は、松江保健所において処理する。

(その他)

第8条 この要綱で定めるもののほか、対策会議及び検討会議の運営に関して必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成17年10月31日から施行する。

松江地域保健医療対策会議
医療・介護連携部会設置要領

(目的)

第1条 松江圏域の医療・介護サービスの提供体制に関する情報共有・意見交換の場として、松江地域保健医療対策会議設置要綱第6条に基づき「医療・介護連携部会」(以下、「部会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 部会は、次に掲げる事項について協議、検討する。

- 1 松江圏域の医療・介護サービスの提供体制に関すること。
- 2 医療介護総合確保推進事業の圏域計画に関すること。
- 3 その他、医療・介護の諸課題に関すること。

(組織)

第3条 部会は、圏域内の以下の委員をもって構成する。

- 1 各医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会その他の医療関係者の代表者等
- 2 各病院の代表者(院長等)
- 3 保険者協議会及び医療保険者の代表等
- 4 医療・介護関係団体の代表者等
- 5 各市の医療政策、介護政策担当者等
- 6 その他保健所長が必要と認める者

(運営)

第4条 部会は、次のように運営する。

- 1 部会には、部会員の互選により部会長を置く。
- 2 部会の議長は、部会長が務める。

(会議)

第5条 部会は、松江保健所長が招集し、必要に応じて随時開催するものとする。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、松江保健所において処理する。

(その他)

第7条 この要綱で定めるものの他、部会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成31年3月19日から施行する。